

福岡県若者就職支援センターホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県若者就職支援センターホームページ広告掲載を適正に行うため、福岡県若者就職支援センターホームページ広告掲載事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 福岡県若者就職支援センターホームページの全ページ下部の位置
- (2) 枠数 3枠

(広告の種類)

第3条 要綱第6条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第6条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル 横135ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG、PNG
- (3) データ容量 8KB以下

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第6条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) 閲覧者が県及び福岡県若者就職支援センターに関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載など
- (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載料)

第6条 要綱第13条の規定による広告の掲載料は、1枠当たり月額8,300円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、平成31年10月以降に掲載する広告の掲載料は、1枠当たり月額8,300円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年6月5日）

この要領の改正後の規定は平成21年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は平成26年2月14日から施行する。ただし、第6条に規定する広告掲載料については平成26年4月以降掲載分から適用とする。

附則

（施行期日）

この要領は平成26年11月21日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は平成31年3月27日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は令和2年4月1日から施行する。